第23期

定時株主総会
招集ご通知

ASMARQ

開催日時

2025年2月26日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー　24階
アクセス渋谷フォーラム

議　　案

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

株式会社アスマーク

証券コード　4197

株主・投資家の皆様へ



皆様には、平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申しあげます。

株式会社アスマークは、2023年12月４日、東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。
ここに謹んでご報告させていただくとともに、皆様のご支援、ご高配の賜物と心より感謝申しあげます。

当社は、2001年12月、本格的なインターネットの普及に伴う社会構造の変化をビジネスチャンスと捉え、「生活者の意見を正確にお客様にお届けする」をミッションとし、オンライン経由でアンケートのやりとりを可能としたパネル会員組織の構築と、それを活用したマーケティング・リサーチサービスによる社会への貢献を目指しスタートしました。

以来、「自社独自の価値を創造し続け、独創的で高品質なマーケティング・リサーチサービスを提供する企業として顧客・リサーチ業界の発展に貢献する」を企業ビジョンとして掲げ、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しながら成長を続けてまいりました。

引き続き当社は、企業価値向上を目指し、さらなる業容の拡大とともに皆様方に信頼され、広く社会に貢献できる企業となるよう、役員はじめ従業員一丸となって一層精励してまいる所存でございます。

皆様におかれましては、今後とも、より一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申しあげます。

代表取締役　町　田　正　一

証券コード　4197
（発信日）2025年２月10日
（電子提供措置の開始日）2025年２月4日

株　主　各　位

東京都渋谷区東一丁目32番12号
株式会社アスマーク
代表取締役　町田　正一

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

**　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。**

【当社ウェブサイト】
https://www.asmarq.co.jp/ir/stock/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アスマーク」又は「コード」に当社証券コード「4197」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

**　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年2月25日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

［書面（郵送）による議決権行使の場合］

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1．日　　時　2025年２月26日（水曜日）午前10時　受付開始 午前9時30分

2．場　　所　東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー　24階　アクセス渋谷フォーラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第23期（2023年12月１日から2024年11月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

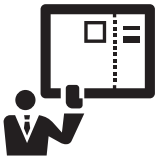

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年２月26日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年２月25日（火曜日）
午後６時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年２月25日（火曜日）
午後６時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

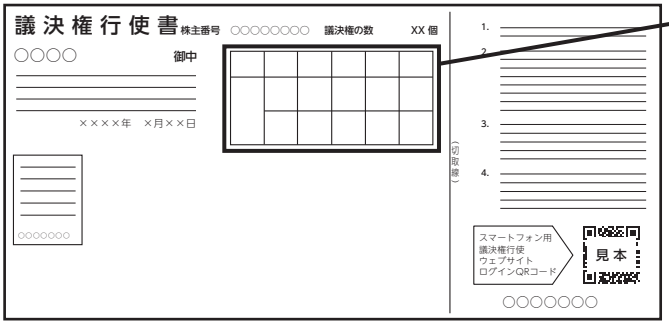

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

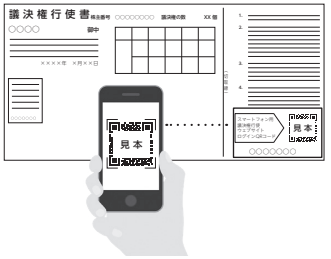

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト **https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

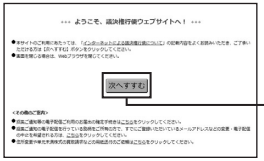

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

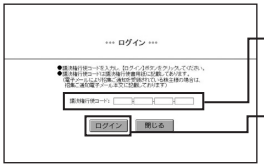

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9:00～21:00）

事　業　報　告

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、インフレ沈静化、貿易持ち直し等を背景に、底堅い成長を維持しております。先行きの世界経済の基調も、第２次トランプ政権の政策に左右されつつ、インフレ沈静化に伴う利下げ継続を背景に、緩やかな成長トレンドが続くと見られておりますが、今後の米国新政権による政策変更、米欧の物価高解消に対する利下げ政策、中国の内需不振と輸出拡大の持続性の状況如何では、国際情勢が一段と不安定化することも考えられ、依然として持続的な成長を見通しづらい状況が継続しております。

日本経済は、物価高や海外経済減速等の下押し要因からの回復に伴い、内需を中心に底堅い成長が続いております。今後についても、25年春闘に向けて、労使ともに高めの賃上げが必要と認識していることから、物価の影響を考慮した実質賃金が上昇し、個人消費が実質賃金の回復、家計の節約志向緩和から、緩やかに持ち直すと予想され、企業の設備投資においては、デジタル化・脱炭素化・サプライチェーン強靱化に向けた取り組みや人手不足対応等を背景に、拡大傾向が続く見通しです。

このような経済環境のもと当社においては、引き続き事業会社からのリサーチ需要が依然として高まりつつあり、主に飲料業界、情報・通信業界からの受注が伸長した一方で、大手調査会社を中心とした案件内製化の影響で、調査会社からの受注が減少いたしました。サービス別で見ると、対面でのグループ・インタビューやデプスインタビューといった、オフライン調査の受注が引き続き伸長した一方で、インタビューの参加対象者を募集するリクルーティングサービスについて、主要発注元の調査会社からの受注減を背景に需要が減少いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は4,363,456千円（前事業年度比1.9％増）、営業利益は360,772千円（前事業年度比13.6％増）、経常利益は348,799千円（前事業年度比4.8％増）、当期純利益は256,877千円（前事業年度比8.6％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は62,254千円であります。主な内容としては、パネル会員管理システム改修9,700千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

2023年12月４日に東京証券取引所スタンダード市場へ新規上場したことに伴う増資、新株予約権の行使により、123,000株の新株式を発行し、201,652千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 20 期 (2021年11月期)	第 21 期 (2022年11月期)	第 22 期 (2023年11月期)	第 23 期 (当事業年度) (2024年11月期)
売　上　高 (千円)	3,354,907	3,892,498	4,282,413	4,363,456
経　常　利　益 (千円)	225,325	318,955	332,684	348,799
当　期　純　利　益 (千円)	196,426	178,883	236,589	256,877
１株当たり当期純利益　(円)	196.43	178.88	236.59	232.45
総　資　産 (千円)	1,337,073	1,631,496	1,898,471	2,340,274
純　資　産 (千円)	594,703	777,041	1,023,480	1,449,621
１株当たり純資産　(円)	594.70	777.04	1,023.48	1,274.98

(注) １株当たり当期純利益については、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
親会社はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況
子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① マーケティング・リサーチ事業基盤の強化

当社のさらなる成長において最も重要なのは、マーケティング・リサーチ事業基盤を一層強固にすることです。そのため、既存顧客に対しては、これまで以上にきめ細かなサービスと、付加価値の高い提案を行い、信頼関係を深める施策を展開します。一方で、新たな市場や顧客層に対しては、国内、海外を含めて、当社の強みである市場分析力や顧客ニーズへの深い理解を活用し、積極的にアプローチしていきます。また社内のITプロジェクトを推進することで、業務プロセス全体の効率化を推進し、収益性をさらに高めると同時に、変化する市場環境に対する柔軟な対応力を備えた事業の運営体制を構築します。こうした取り組みにより、当社は強固で持続可能な収益基盤の確立を目指します。

② ITを駆使した新しいデジタルサービスの開発

当社は、急速に進化するデジタル技術を活用し、企業価値をさらに向上させるための新しいサービスの開発に注力してまいります。特に、AIやデータ分析技術を活用したソリューションを通じて、顧客の課題を深く理解し、より効果的な提案を行うことを目指します。具体的には、既存サービスのデジタル化や新たな付加価値を提供するサービスの開発に取り組みます。昨年度より資本提携を行ったAIソリューション企業であるスキルブリッジ社との連携を強化し、これまで対応が難しかった課題に対する革新的なサービスの提供を実現します。こうした取り組みを通じて、お客様の満足度を高めるだけでなく、当社の競争力を一層強化し、中長期的な収益の拡大と企業価値の向上を目指します。

③ 企業価値の最大化

株主の皆様への還元を最大化するためには、企業価値を継続的に高めることが不可欠です。その一環として、資本効率の向上を図るとともに、経営資源を戦略的に配分し、より多くの収益を実現する体制を構築しつつ、新たな事業機会を模索し国内外での市場拡大を進めます。また、財務体質の改善を継続し、安定した配当政策と成長投資のバランスを図ることで、中長期的な株主価値を向上させる取り組みを着実に進めていきます。

④ 組織力の強化

事業の成長には、社員一人ひとりの成長と、それを支える強固な組織力が必要不可欠です。当社では、多様なバックグラウンドを持つ人材を積極的に採用するとともに、社員全体のスキルアップを目的とした研修プログラムを一層充実させます。また、働きがいのある職場環境づくりを推進し、社員のエンゲージメントを高めるための施策を講じます。これにより、社員が主体的に行動し、互いに協力しながら最大限の成果を生み出せる組織風土を築いていきます。このような取り組みを通じて、個々の成長と企業全体の成長を両立させることを目指します。

⑤ M&A及びアライアンスの検討

当社は、持続可能な成長を実現するため、M&Aや戦略的アライアンスを通じた非連続な成長を積極的に追求してまいります。既存事業を補完する分野における企業や、新市場での事業展開を可能にする相手企業を選定し、統合後のシナジー効果を最大化することを目指します。また、戦略的なパートナーシップを通じて、当社が保有する強みと外部リソースを組み合わせることで、新たな価値創造を図ります。これにより、既存事業の強化にとどまらず、新たな成長機会の獲得を目指します。

⑥　内部管理体制の強化

当社は、持続的な成長を支える基盤として、内部管理体制のさらなる強化を進めます。リスク管理やコンプライアンス体制を整備するとともに、デジタル技術を活用した業務効率化を推進し、透明性と迅速性を兼ね備えた経営体制を構築します。また、社員教育を通じて内部統制意識の向上を図り、全社的なガバナンスの強化を目指します。

(5) 主要な事業内容（2024年11月30日現在）

①　マーケティング・リサーチ及び各種情報の収集、分析業務

②　インターネットを利用した各種情報の収集及び提供サービス

(6) 主要な営業所等（2024年11月30日現在）

本社	東京都渋谷区
八戸事業所	青森県八戸市
大阪事業所	大阪府大阪市
福岡事業所	福岡県福岡市
横浜事業所	神奈川県横浜市
長岡事業所	新潟県長岡市
中目黒事業所	東京都目黒区
名古屋事業所	愛知県名古屋市

（注）2024年８月19日付で、名古屋事業所を開設いたしました。

(7) 使用人の状況（2024年11月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306（83）名	11（△2）名	32.9歳	4.8年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年11月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

①　株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2023年12月４日付で、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Market 市場から同取引所スタンダード市場に上場いたしました。

②　当社は、2024年９月30日付で、スキルブリッジ株式会社との資本業務提携を発表いたしました。

2．株式の状況（2024年11月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,000,000株

(2) 発行済株式の総数　1,123,000株

（注）1．2023年12月４日付の公募増資により、発行済株式の総数は85,000株増加しております。

2．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は38,000株増加しております。

(3) 株主数　2,588名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
町田正一	459,900株	40.96%
株式会社ビデオリサーチ	50,000	4.45
町田香織	30,000	2.67
株式会社エクスクリエ	25,000	2.23
野村信託銀行株式会社（投信口）	15,000	1.34
木原康博	14,000	1.25
外池榮一郎	12,000	1.07
水城良祐	10,000	0.89
増田明彦	7,600	0.68
渡邊準	5,000	0.45
遠藤洋	5,000	0.45
中野登喜男	5,000	0.45

（注）1．持株比率は自己株式（63株）を控除して計算しております。

2．持株比率は小数点以下第３位を四捨五入しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日			2019年2月26日	2022年7月5日
新株予約権の数			8,000株	15,000株
新株予約権の目的となる株式の種類と数			普通株式 8,000株 (新株予約権１個につき 1株)	普通株式 15,000株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり 956円 (１株当たり 956円)	新株予約権１個当たり 1,100円 (１株当たり 1,100円)
権利行使期間			2021年3月２日から 2029年2月26日まで	2024年7月21日から 2032年7月５日まで
行使の条件			(注)	(注)
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 8,000個 目的となる株式数 8,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名
		社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	取締役(監査等委員)		新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	町田　正一	一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会 理事 八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会 会長
取締役	水城　良祐	営業部長
取締役	飯田　恭介	管理部長
取締役	木原　康博	株式会社ＭＡＭ 代表取締役 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 アダプティブ株式会社 監査役 ジョーカーフィルムズ株式会社 監査役 株式会社PocketRD 監査役
取締役 （常勤監査等委員）	鈴木　親	－
取締役 （監査等委員）	大内　智	ベンチャー支援税理士法人 代表社員
取締役 （監査等委員）	塩月　潤道	株式会社サニクリーン 顧問

（注）1．取締役木原康博氏、取締役（常勤監査等委員）鈴木　親氏、取締役（監査等委員）大内　智氏及び塩月潤道氏は、社外取締役であります。

2．当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、鈴木　親氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3．取締役（監査等委員）大内　智氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）大内　智氏は、税理士の資格を有しております。

4．当社は、社外取締役鈴木　親氏及び大内　智氏並びに塩月潤道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役の全員との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2022年７月５日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ⅰ）基本方針

取締役の報酬等は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼に、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給する。

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことから、固定報酬と変動報酬（ストックオプション）で構成する。社外取締役及び監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬のみを支給する。

ⅱ）業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定する。

ⅲ）非金銭報酬等に関する決定方針

取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、ストックオプション（新株予約権）を付与する。個別の取締役に付与するストックオプションの個数は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合的に考慮して決定する。

ⅳ）報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針

固定報酬額と変動報酬（ストックオプション）の構成割合については、取締役の報酬は、当社の業績の向上及び企業価値の向上に対するモチベーションを高めることを主眼としていることから、全役位ともに、目標を全て達成した場合は、総報酬額に占める変動報酬（ストックオプション）の割合が50%以上となることを基本とする。なお、妥当性を担保するため、役位ごとに、利益水準が当社と同程度の他社水準との比較検証を行うものとする。

ⅴ）報酬等を与える時期又は条件に関する決定方針

固定報酬については、年額12等分し、毎月支払う。変動報酬（ストックオプション）については、その発行時の条件ならびに時期に則って支払う。

ⅵ）決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

取締役会は、代表取締役町田正一氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性について確認しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	87,630 (3,150)	87,630 (3,150)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14,250 (14,250)	14,250 (14,250)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合　　計 （うち社外役員）	101,880 (17,400)	101,880 (17,400)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

（注）1．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2022年７月５日に開催された臨時株主総会において年額100,000千円以内（うち、社外取締役20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は４名（うち、社外取締役は１名）です。
また、金銭報酬とは別枠でストック・オプションとして、年額100,000千円以内、新株予約権１万5,000個以内を決議しております。

2．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年７月５日に開催された臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち、社外取締役は３名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役木原康博氏は、株式会社ＭＡＭの代表取締役、株式会社グライダーアソシエイツの監査役、アダプティブ株式会社の監査役、ジョーカーフィルムズ株式会社の監査役及び株式会社PocketRDの監査役であります。
当社と各兼職先との特別の関係はありません。

・取締役大内　智氏は、ベンチャー支援税理士法人の代表社員であります。
当社と当該兼職先との特別の関係はありません。

・取締役塩月潤道氏は、株式会社サニクリーンの顧問であります。
当社と各兼職先との特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	木　原　康　博	当事業年度に開催された取締役会17回のうち全てに出席いたしました。 事業会社の取締役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、取締役会の議案・審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (常勤監査等委員)	鈴　木　　親	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 事業会社の監査役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員)	大　内　　智	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 税理士としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、議案・審議等に必要な発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	塩　月　潤　道	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。 事業会社の監査役としてのこれまでの経験や実績に基づく見地から、出席した取締役会及び監査等委員会において、ご本人の経歴、見識に基づき経営的見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会１回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
②　非監査業務への対価	－千円
③　当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

（注）1．当社監査等委員会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し会社法第399条第１項に基づき同意しました。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合及び当社監査等委員会が定めた解任又は不再任の決定の方針により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2016年３月30日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について決議（最終改訂2022年７月５日）しました。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）取締役会は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の整備に努める。

ⅱ）コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため使用人に対するコンプライアンス教育を定期的に実施する。

ⅲ）内部監査担当者により、コンプライアンス体制の有効性について監査を行うとともに、コンプライアンス体制の状況は代表取締役に報告する。

ⅳ）各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会に報告する。各監査等委員は、取締役の職務の執行について監査を行う。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ⅰ）取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。また、取締役はこれらの文書を閲覧することができるものとする。

ⅱ）情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、その継続的な改善を図るものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ⅰ）経営全般に関わるリスク管理を行うために、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を定め、内部監査担当者により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、全社員（取締役、使用人、契約社員等も含む。）に対する研修等を定期的に実施する。

ⅱ）取締役及び主要な使用人で構成される重要な会議体により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めるものとする。

④ 取締役及び使用人の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

ⅰ）原則毎月１回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。

ⅱ）職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務権限規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行うものとする。

⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ⅰ）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議のうえ、合理的な範囲で管理部スタッフがその任にあたるものとする。

ⅱ）上記ⅰ）の使用人が監査等委員会より指示された業務の実施に関しては、取締役からの指示、命令を受けないものとし、監査等委員会以外の者からの指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

ⅲ）上記ⅰ）の使用人の任命、異動については、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとする。

⑥　取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ⅰ）取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員会に報告しなければならないこととする。

ⅱ）代表取締役その他取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。

ⅲ）監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告を理由としていかなる不利な取扱いも行ってはならないものとし、その周知徹底を図ることとする。

⑦　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査等委員は、取締役会のほか重要な会議体にも出席し、重要事項の報告を受けることができる。

ⅱ）監査等委員は、各種議事録、決裁書（紙又は電磁的媒体）等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができる。

ⅲ）監査等委員は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設ける。

ⅳ）監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門より、当該費用又は債務を処理する。

⑧　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保するものとする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

ⅰ）当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。

ⅱ）反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の業績に関する分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

取締役及び使用人は業務執行に関する重要事項を遅滞なく監査等委員に報告するとともに、取締役は定期的又は必要に応じて監査等委員と意見交換を行い、監査等委員による監査の実効性を担保しております。

内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

当社のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、研修教育を継続して実施いたしました。また、不正防止、自浄作用・牽制機能の向上を目的として、内部通報窓口を設置し、コンプライアンスに対する取り組みを強化しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、当社は、総還元性向の目安を毎期30%としております。今期については、2024年８月９日に中間配当として１株あたり35円を実施しており、期末配当37円と合計で１株あたり72円の利益配当を予定しております。

8．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,917,583**	**流動負債**	**799,746**
現金及び預金	1,344,280	買掛金	125,960
受取手形	3,328	未払金	80,782
売掛金	473,106	未払費用	142,697
仕掛品	61,014	未払法人税等	56,934
前払費用	37,268	契約負債	4,825
その他	5,302	賞与引当金	62,057
貸倒引当金	△6,716	ポイント引当金	252,298
固定資産	**422,690**	株主優待引当金	4,011
有形固定資産	**50,919**	その他	70,178
建物	35,027	**固定負債**	**90,905**
器具及び備品	13,563	退職給付引当金	61,162
その他	2,328	その他	29,743
無形固定資産	**116,563**	**負債合計**	**890,652**
ソフトウエア	100,334	**(純資産の部)**	
その他	16,229	**株主資本**	**1,432,013**
投資その他の資産	**255,208**	**資本金**	**151,774**
投資有価証券	28,659	**新株式申込証拠金**	**286**
長期前払費用	488	**資本剰余金**	**101,774**
繰延税金資産	135,709	資本準備金	101,774
敷金	90,150	**利益剰余金**	**1,178,348**
その他	200	その他利益剰余金	1,178,348
		繰越利益剰余金	1,178,348
		自己株式	**△170**
		新株予約権	**17,607**
		純資産合計	**1,449,621**
資産合計	**2,340,274**	**負債純資産合計**	**2,340,274**

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年12月 1 日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,363,456**
売上原価		**2,646,782**
売上総利益		**1,716,673**
販売費及び一般管理費		**1,355,901**
営業利益		**360,772**
営業外収益		
受取利息	137	
広告料収入	877	
補助金収入	3,816	
その他	575	5,406
営業外費用		
為替差損	3,426	
株式交付費	629	
上場関連費用	13,291	
その他	32	17,379
経常利益		**348,799**
特別利益		
新株予約権戻入益	406	406
特別損失		
固定資産除却損	577	577
税引前当期純利益		**348,628**
法人税、住民税及び事業税		92,869
法人税等調整額		△1,118
当期純利益		**256,877**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年12月１日から
2024年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	50,000	－	－	－	960,176	960,176	－	1,010,176	13,303	1,023,480
当期変動額										
新株の発行	89,930		89,930	89,930				179,860		179,860
新株の発行（新株予約権の行使）	11,844	△21,792	11,844	11,844				1,896		1,896
新株式申込証拠金の払込		22,079						22,079		22,079
剰余金の配当					△38,705	△38,705		△38,705		△38,705
当期純利益					256,877	256,877		256,877		256,877
自己株式の取得							△170	△170		△170
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									4,304	4,304
当期変動額合計	101,774	286	101,774	101,774	218,172	218,172	△170	421,837	4,304	426,141
当期末残高	151,774	286	101,774	101,774	1,178,348	1,178,348	△170	1,432,013	17,607	1,449,621

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ ポイント引当金

調査パネルへ付与した将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について

は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

（追加情報）

当事業年度末より、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更は、当社において従業員数が増加したことに伴い、退職給付債務の金額の算定精度を高め、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が2,933千円減少し、同額を退職給付費用として販売費及び一般管理費に計上しております。

⑤ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用負担に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

（追加情報）

株主優待制度の導入に伴い、当事業年度より株主優待引当金を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

マーケティング・リサーチ事業

マーケティング・リサーチ事業においては、国内外において、マーケティング・リサーチに関するサービスを提供しており、契約に基づくサービス提供が完了したことにより、顧客に当該サービスの支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度末
繰延税金資産	135,709

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断し

た将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　61,949千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	1,000千株	123千株	－千株	1,123千株

(注) 1．発行済株式の総数の増加は、公募により、85千株の募集株式の発行を実施したことによる増加分であります。
2．発行済株式の総数の増加38千株は、新株予約権の行使によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	－株	63株	－株	63株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年7月16日取締役会	普通株式	38,705千円	35円00銭	2024年5月31日	2024年8月9日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年2月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,548千円	37円00銭	2024年11月30日	2025年2月27日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　81,400株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また資金運用は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式であり事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、取引先相手ごとに財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰り計画を作成及び更新し、手許流動性を維持する等の方法により流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
敷金	90,150	90,124	△26
資産計	90,150	90,124	△26

（注）１．「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式は、表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区　分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	28,659

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,344,280	－	－	－
受取手形	3,328	－	－	－
売掛金	473,106	－	－	－
敷金	－	－	－	90,150
合計	1,820,715	－	－	90,150

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度末（2024年11月30日）

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度末（2024年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
敷金	－	90,124	－	90,124
資産計	－	90,124	－	90,124

（注） 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,056千円
資産除去債務費用	15,043
賞与引当金	19,002
ポイント引当金	77,253
退職給付引当金	18,728
減価償却超過額	8,500
フリーレント賃借料	367
未払事業税	5,027
未払事業所税	1,244
株主優待引当金	1,228
その他	9,525
繰延税金資産小計	157,978
評価性引当額	△22,269
繰延税金資産合計	135,709

7.　収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	マーケティング・リサーチ事業
オンライン調査	2,221,798
オフライン調査	1,762,000
その他	379,656
顧客との契約から生じる収益	4,363,456
外部顧客への売上高	4,363,456

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	514,942
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	476,435
契約負債（期首残高）	7,125
契約負債（期末残高）	4,825

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

8.　1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額　1,274円98銭

(2) 1株当たりの当期純利益　232円45銭

9.　重要な後発事象に関する注記

当社は、2024年11月29日開催の取締役会において、株式会社販売促進研究所の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年12月２日付で同社との間で株式譲渡契約を締結し、株式を取得しました。

① 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社販売促進研究所

事業の内容　　マーケティング・リサーチの企画・実施・コンサルティング業務

(2) 企業結合を行う主な理由

当社が持つ業界内での広範なネットワークやマーケティング力と、株式会社販売促進研究所の高度な分析技術や専門知識を組み合わせることで、新たな市場機会の創出や既存事業の強化を図ります。また、両社の連携により、より革新的なサービスや商品を迅速に展開し、お客様の期待を超える価値をお届けすることを目指します。

(3) 企業結合日

2024年12月２日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

② 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価　現金　248,750千円

取得原価　　248,750

③ 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　2,775千円

④ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

⑤ 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月24日

株式会社アスマーク
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　細　野　和　寿
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森　竹　美　江

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アスマークの2023年12月1日から2024年11月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年12月１日から2024年11月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月24日

株式会社アスマーク　監査等委員会

常勤監査等委員　鈴　木　　親　㊞

監 査 等 委 員　大　内　　智　㊞

監 査 等 委 員　塩　月　潤　道　㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金37.00円
総額　41,548,669円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年２月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（４名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	町田（まちだ）　正一（まさかず） (1967年１月３日)	1989年４月　シンガポール株式会社入社 1994年１月　株式会社ウォータースタジオ入社 1995年11月　有限会社KGS入社 1997年４月　株式会社ATS入社 1999年９月　株式会社エイバックズームインターネット入社 1999年10月　株式会社川上商店入社 2001年12月　当社設立代表取締役（現任） 2023年５月　一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会理事（現任） 2024年６月　八戸IT・テレマーケティング未来創造協議会会長（現任） 2024年12月　株式会社販売促進研究所代表取締役（現任）	459,900株
	【取締役候補者とした理由】 町田正一氏は、企業経営、マーケティング・営業、商品開発に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	水城（みずき）　良祐（りょうすけ） (1981年12月３日)	2004年４月　株式会社エリアクエスト入社 2008年２月　当社入社 2014年６月　当社営業部ゼネラルマネージャー 2015年10月　当社取締役（現任） 2016年２月　当社営業部長（現任）	10,000株
	【取締役候補者とした理由】 水城良祐氏は、マーケティング・営業、商品開発に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	飯田恭介 (1978年12月20日)	2002年５月　海老公認会計士事務所入所 2004年10月　株式会社エイジアン・パートナーズ入社 2007年２月　株式会社マクロミル入社 2012年４月　株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2014年10月　株式会社マクロミルグローバル推進室長 2016年１月　同社経営戦略室／CEO室長 2018年10月　当社管理部長（現任） 2019年２月　当社取締役（現任） 2024年12月　株式会社販売促進研究所取締役（現任）	－株
	【取締役候補者とした理由】 飯田恭介氏は、企業経営、財務・会計、法務・リスク管理、人事労務・人材開発に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	木原康博 (1962年７月25日)	1985年４月　日本電気株式会社入社 2007年10月　パシフィックマネジメント株式会社入社 2008年６月　株式会社マクロミル執行役員 株式会社エー・アイ・ピー（現楽天インサイト･グローバル株式会社）監査役 2010年７月　株式会社マクロミル上席執行役員CFO 株式会社マクロミルアセットマネジメント代表取締役 2011年２月　株式会社マクロミルエムブレイン取締役 2013年４月　株式会社MAM代表取締役（現任） 2013年６月　株式会社マークアイ取締役 2015年８月　株式会社MAM FILM取締役 2015年10月　当社社外取締役 2015年12月　株式会社グライダーアソシエイツ監査役（現任） 2016年６月　アダプティブ株式会社監査役（現任） 2018年６月　株式会社ネクスゲート社外取締役 2018年12月　ジョーカーフィルムズ株式会社監査役（現任） 2022年７月　当社社外取締役（現任） 2024年１月　株式会社PocketRD監査役（現任）	14,000株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 木原康博氏は、企業経営、財務・会計、法務・リスク管理に関する豊富な経験、知見を有しており、また人格、見識ともに優れていることから、これらの視点を生かした当社の企業価値向上を期待しております。当社は同氏について一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．木原康博氏は、社外取締役候補者であります。
３．木原康博氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は同氏との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との上記の責任限定契約を継続する予定であります。
４．木原康博氏の当社社外取締役在任年数は、本株主総会終結の時において２年７カ月であります。
５．当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目15番１号
渋谷クロスタワー　24階
アクセス渋谷フォーラム



交通　ＪＲ「渋谷」駅　　東口より　　徒歩約５分
東京メトロ「渋谷」駅　Ｂ５番出口より　徒歩約４分